

第2回 行政手続部会 第1検討チーム 議事録

1. 日時：平成29年10月5日（木）13:55～16:18

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、原英史

（専門委員）大崎貞和、川田順一、濱西隆男、村上文洋

（政府）前川内閣府審議官、馬場内閣官房IT総合戦略室参事官

（ヒアリング省庁）藤澤勝博 厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）

奈尾基弘 厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）付労働政策担当参事官

末岡隆則 厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策担当）付情報化担当参事官

竹林悟史 厚生労働省 年金局 事業管理課 課長

安藤公一 厚生労働省 保険局 保険課 課長

三浦宏二 厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 課長

松本 圭 厚生労働省 職業安定局 雇用保険課 課長

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「社会保険に関する手続」

2. 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針（案）について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 定刻より若干早い時刻でございますが、おそろいでございますので、第2回「行政手続部会第1検討チーム」を開会させていただきます。

皆様にはお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日は、江田委員が御欠席でございます。

また、本日は投資等ワーキング・グループより村上専門委員に御出席を頂戴しております。ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。本日は重点分野のうち「社会保険に関する手続」について厚生労働省からヒアリングを行います。委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて御質問、御議論を頂戴したいと思います。

なお、検討を行うに当たり事前に議論における論点を資料1のとおりメモにまとめ、厚生労働省に対して通知をさせていただいております。

それでは、厚生労働省より説明をお願いします。時間の関係上、多岐にわたりますので、主要な論点についてのみ20分以内で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○藤澤政策統括官 厚生労働省の政策統括官の藤澤と申します。規制改革推進会議の厚生労働省の窓口を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は社会保険に関する手続についてのヒアリングということでございますけれども、既に御案内のとおり、社会労働保険に関して事業者の方々に行っている手続は、年間に約6,000万件という非常に膨大な数を行っていただいておりますので、政府全体の行政手続の中でも非常に大きなものであると我々も認識しているところでございます。したがって、簡素化でありますとか電子化を通して事業者の方々の生産性の向上に結びつけることは極めて重要であると考えておりますし、先般の基本計画に盛り込んだ削減方策につきましては、大企業さんであったり中小の事業者さんだったり、また、APIソフトウェアの会社さんなど、これからも引き続き実態を把握して行って、着実にその基本計画の具体化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上、まず冒頭申し上げまして、本日は担当課長からそれぞれ基本計画の策定あるいは具体化に当たっての考え方、また、今、お話がございました事前にいただいております論点メモについての回答をさせていただきたいと思っております。既に我々の資料もお目通しいただいていると聞いておりますので、なるべく説明は簡潔にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹林事業管理課長 私は厚生労働省年金局事業管理課長の竹林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からまず最初に資料3-1に沿いまして、簡単に行政手続の簡略化・迅速化に係る基本的な考え方の御説明をさせていただきます。

資料3-1、おめくりいただきまして最初の1ページでございますけれども、現在、社会保険及び労働保険の分野につきましては、ここに掲げております手続のオンライン化の推進、バックヤード連携の徹底、ワンストップ化の実現といった考え方に沿いまして、それぞれの手続についての対応方策を検討しております。

2ページ目にスケジュールを載せております。規制改革実施計画におきましては、御案内のとおり原則として取組期間を2019年度までの3年間、事項によっては2021年度までとされているところでございまして、それに沿いまして作業を進めております。

3ページ、この中で私の担当しております厚生年金保険の手続の関係を例示しておりますけれども、まず現状・課題といたしまして、社会保険関係の申請におきまして、現状ではe-Govでの電子申請の利用率は10%強程度となっております。一方でCD-RW等の電子媒体を活用した媒体申請も含めると、全体の50%強程度となっております。

この媒体申請でございますけれども、今、日本年金機構から事業所に送る媒体にあらかじめ保険者の整理番号等を入力しております。事業主は報酬額のみを記載すればよいとい

う運用をしておるところでございます。

4 ページでございますけれども、逆に言えば約4割強が今、紙媒体となっております、その要因として私ども承知しておりますのは、1つは社会保険の適用事業所は小規模なところが多い。10人未満が約8割を占めておりますが、こういうところでは届出の頻度や件数が少ない、あるいは経営者自身が御高齢であるという場合もあって、なれた紙媒体のほうが申請しやすいという場面があったり、あるいは社会保険の新規適用の際などにはまだオフィス環境は整っていないとか、初めての経験なので紙だけではなくて対面で手続を希望するといった事例もあるということをご承知しておるところでございます。

5 ページ、まことに申しわけございませんが、このページに例をつけておるのですけれども、赤い枠線がずれておりまして、おおむね墨塗りをしているところに赤い枠もはまらなければいけなかったのが、ずれております。公表資料のときにはちゃんと整理をいたしますけれども、ここで申し上げたかったのは黒塗りをしているような部分については事業所名等々入っておりますが、あらかじめ印字されておりまして、手書きの8万円とか書いてある数字の部分だけを記入していただくようなものになっているということをご説明したいページでございました。

6 ページ、今後の削減方策につきましてでございますけれども、手続の特性とか事業所規模の応じた対策を講じるといった考え方でおりまして、具体的には下に表もつけておりますが、おおむね特定の時期に提出いただくもの、例えば算定基礎届といったものは大規模事業所から順次、電子的な申請に切りかえていただくということ。そして、2つ目の類型、定期または不定期に提出いただくもの。例えば住所変更届出のようなものですが、こういったものは行政側のバックヤード連携を最大限活用し、届出自体を廃止する方向で検討しております。3点目、基本的に1回限り提出いただくもの。具体的には被保険者の資格取得届あるいは事業所自体の届出といったものでございますが、こういったものは日本年金機構における業務効率化や他制度とのワンストップサービスを検討しているところでございます。

いずれにしても全ての手続につきまして、可能な限り電子的申請に切りかえていただくという取組を進めるとともに、紙媒体による届出を削減し、窓口における届出から郵送による届出に切りかえていく。こういったことをやっていきたいと思っております。

駆け足になりましたが、資料3-1の説明は以上でございます。

続いて資料3-2も御説明させていただきます。多数の宿題をいただいております、幾つか関係部局がございますので、私のほうから各制度にまたがる部分と、あと年金の関係の御説明を一括でさせていただいて、その後、各制度固有の話はそれぞれの担当課長から御説明をさせていただきたいと思っております。主要論点のみということで座長様からおっしゃっていただきましたので、主要論点のみ御説明させていただきます。

資料3-2おめぐりいただきまして、最初に5ページの①でございますけれども、CDあるいはDVDによる申請についてはやめて、完全なオンライン申請に切りかえてはどうか。そ

ういうことを目標とすべきではないかという論点でございます。回答のところもお手元にあるとおりでございますけれども、基本計画におきましては一定規模以上の事業所について電子的申請を義務づけるとしております。電子申請の場合は事業所側も初期投資あるいは一定の費用負担が生じることもございまして、現状では電子申請のみによる届出を一律に義務とするところまでは、3年間の計画の中でなかなか求められないのではないかと判断しているところです。

最後の○ですが、厚生労働省といたしましては、まずは一定規模以上の事業所において、現状で引き続き紙媒体の申請を継続しているところもございまして、まずはそういうところを電子媒体または電子申請による申請を義務化したい。その上で目標の達成状況を踏まえ、電子申請のさらなる移行を求めてまいりたい。手順を踏んでやってまいりたいと思っております。

続きまして13ページ、項番7でございます。現時点で具体的にどの手続の押印や署名の省略を検討しているのか。原則廃止との考え方のもとに再検証を行うべきではないかとの論点でございます。私どもといたしまして、現在、押印や署名を必要としている届出につきまして、洗い出し作業を進めておるところでございます。考え方としては押印・署名の原則省略という方向に向けて具体的にどうするか、まだ検討中でございます。今、具体的な内容をお話しできる状況には至っておりません。申しわけございません。

14ページ、項番8でございますけれども、現在、各種の電子申請においてどの程度の範囲で電子署名の添付を求めているのか。電子署名の簡略化については検討していないのか等の論点でございます。こちらにも書いてあるとおりでございますが、先ほど申し上げたとおり、まずは押印・署名の原則省略に向けた検討を今、行っているところと、その上で例えば平成26年7月からは、既に社会保険労務士が提出代行している手続については、全て事業主の電子署名を省略可能としております。また、社会保険におきましては、被保険者が事業主を経由して提出する手続については、従来は被保険者の電子署名も必要でございましたけれども、これも省略可能としているところでございます。

おめぐりいただきまして15ページ、項番9でございます。こちらでは4種類の手続、これは私ども事業所の新規適用届あるいは適用事業所の全喪届、被保険者の資格取得届と喪失届、事業所と被保険者のそれぞれの入口と出口の届出のものと承知をしておりますけれども、この手続に関しまして社会保険、労働保険の届出様式の統一を図って、そして、一括受付も可能とするということだけれども、どの程度利用されているのか。年間の利用件数如何。受付時に受領書は発行されるのか。あるいはその他の提出の契機が同じ手続についても、同様の取組を行うことができないかとの論点でございます。

もしかしたら私どもこの論点の意味をとり違えている可能性もあろうかと思うのですが、回答のほうでございますけれども、今般の基本計画を着実に実施していくことで、今の手続の多くが電子申請または電子的申請に切りかわっていくことが想定されておきまして、組織を挙げてそのための勧奨とか、必要な法令の改正とか、あるいはシステム改修を予定

しているところでございます。ただ、そうはいたしましてもそもそも従業員が少ないとか、経営体力が十分でないということで、どうしても紙媒体に残るところが出てくるのではないかと考えておまして、こういった場合に紙媒体で行う手続についても行政手続コストを下げしていくことで、ワンストップ窓口によるワンストップ化もあわせて進めていくという形で位置づけておるところでございます。

この届出様式の統一、窓口のワンストップ化は現在、平成31年度の実施に向けて今、準備を進めている最中でございます。どの程度利用されているのか、年間の利用件数如何という、もう既に実施されていることが前提のような御質問をいただいているところなのですけれども、現在、準備中でございます。運用が始まれば統計データを取得していく予定でございます。また、受付時には受付印を押印した控えを事業主に手交することを予定しておるところでございます。

なお、基本計画に掲げました4種類の手続につきましては、特に御要望とか届出件数が多いものを対象としたものでございますので、今後これら4手続の届出状況、オンライン化の状況などを見ながら、4手続以外の届出の契機を同一とするようなものにつきましても統一化できるものがないか、これは当然、検討してまいりたいと思っております。

16ページ、項番10でございますけれども、国税庁と厚生労働省の情報連携で、例えば所得情報が提供されれば、事業者は厚生年金の報酬月額算定基礎届あるいは賞与支払届、今、求めているものの提出が不要になるのではないかと御意見、これについて対応は可能か。もしそういった対応ができないのであれば制度的な改正も含め、検討すべきではないかという論点をいただいております。

こちらの回答は紙で配らせていただいておりますけれども、やや細かい話になって恐縮ですが、現在の厚生年金や健康保険におきましては、個々の一人一人の被保険者につきまして、4～6月の3か月分の報酬、特に現物給与も含まれる報酬を事業主からいただいて、それに基づきまして年間の標準報酬月額を決定しているところでございます。

国税庁から情報を提供いただくという御提案なのですけれども、国税庁からいただく情報の中に、私どもの制度で必要としている被保険者一人一人の4月～6月の3か月分の報酬といったものがなければ、なかなかこれに取りかえて算定基礎届を提出不要とはできないのですけれども、国税庁に確認したところ、国税庁では雇用主単位での支払った給与の総額を把握されているが、労働者一人一人の情報を把握しているものではないとお聞きしております。

あるいは社会保険のほうでは、例えば4分の3以上の労働時間で勤務されている方のような、常用労働者というのは労働者の中でもさらに一部の方であり、そのような方を制度の被保険者としているわけですけれども、そのあたりの仕分けも国税庁さんが把握されている情報の中にはないのではないかと理解しているところでございます。そういった場合に制度改正そのものを検討してはどうかということもいただいているところでございますけれども、私どもまず一人一人の保険料納付実績に基づいて給付額を決めていく。こうい

う社会保険の考え方、社会保険の仕組みそのものは広くこの国の国民に定着をしているものだと思っております、そういう仕組みの大枠については、なかなか変更することは難しいと思っております。

それを前提といたしますと、現在の標準報酬制度につきましては、約4,000万人の多くの被保険者がいる中で、保険料の賦課・徴収あるいは記録の管理、それに基づく給付といった事務を正確かつ迅速に処理できるように導入されたものでございまして、給与が毎月変動し得るものなのですが、これをそのまま使うのではなくて、年間を通じて大きな変更がないという前提のもとに標準報酬を定め、そして等級を定めている。年1回の届出とすることで保険料の徴収の面でも簡便化をする。これは事業主の事務負担もある意味、軽減している。それから、短期の保険給付や将来の年金給付を確実に誤りなく計算する。そのような制度としているところでございます。

続きまして21ページ、項番14でございまして。いろいろ現場の声でローカル・ルールがあるのではないか。ローカル・ルールについては調査の上、本省の責任で見直し、全国的な統一を図るべきではないかという論点でございまして。

厚生年金の分野につきましては、日本年金機構で一昨年に業務改善計画というものをつくりまして、御指摘のようなローカル・ルールが混在していたという状況を改めることにいたしまして、本年4月1日より統一業務マニュアル。これは全体のページ数で1万8,780ページに及ぶ膨大なものですが、要するに年金事務所の現場で誰が、どういう職員が事務を行っても同じ事務ができるように、かなり詳細なところまで定めた統一業務マニュアルをつくり、運用を開始したところでございまして。したがって、現在、今すぐ調査をする予定はございませんけれども、今後必要に応じて適切に現場で対応できるように、お客様からの御指摘を真摯に聞いて、誠実に対応できるようにしてまいりたいと思っております。

その他、制度ごとに健康保険、労働保険、雇用保険ありますが、それぞれの取組については記載のとおりでございまして、割愛させていただきます。

続きまして24ページ、項番17でございまして。私どもの基本計画の中で被保険者資格喪失届の関係で、現状では紙媒体による届出のほうが電子的申請による届出よりも処理に要する期間が短いという記述があるのに対しまして、どうして紙媒体の届出のほうが処理に要する時間が短くなるのかという御指摘でございまして。

こちらについても書かせていただいておりますとおりでありますが、現状、社会保険の業務フローは電子申請にかかわるものも含めて、従来からの紙ベースの申請が出てくることを前提にしたような業務フローのままになっているというのが正直なところでございまして、結局、紙申請による審査とか決裁を前提に事務フローが構築されておりますので、結局、電子申請でいただいたり、電子的媒体でいただいたりしても、職員の目視チェックを必要とするような形になっております。

現在の電子申請では、例えば例示を挙げますとシステム上の入力チェックがまだ行える体制になっておりませんので、入力ミスによる返戻が多くなっていたり、あるいは一部外

字が対応できていないとか、それを処理するための事務処理が発生しているといったことで、実は紙媒体よりも現状では作業手順が多いような状況でございます。

今後は例えば形式的なチェックにつきましては、システムの中で行えるようにするとか、入力ミス等による返戻もシステム上で速やかにできるようにするとか、電子申請に対応した業務フローというか事務フローを考えていくことをしっかりやっていきたい。この中にはシステムの改修も含めてやっていきたいと考えておまして、こういった見直しを進めれば、紙媒体で提出いただくよりも電子申請の処理のほうが早くなるというふうには考えておりますが、なかなか現状そこまで至っていないというのがあるということでございます。これは改善をしていきます。

最後でございますけれども、30ページ、項番23でございます。本年5月に実施した計測結果について教示を願いたい。各手続につき見込んである削減効果の算出根拠も教示いただきたいということでございます。

これは内容が膨大でございますので、まず行政コストの計測結果につきましては、31ページから34ページにかけまして、それぞれの制度ごとに別添1という形で書かせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

私どもが事業主ヒアリング等を行った際に、こういった基本計画記載の方策を実施した場合に電子申請を利用したいかどうか。電子化の対応が可能かどうか聞きましたところ、こういった方策を講じた後のオンライン利用率は、厚生年金におきましては47%、その他の制度におきましても健康保険あるいは労働保険におきましては46%、雇用保険は44%、そして健保組合においては15%、こういったところが電子化に移行するものと見込んでおります。

こうした電子化の推進とバックヤード連携、マイナンバー活用等によりまして、社会保険全体として行政コストを20%削減することを目指しております。それぞれのコスト削減効果の計算式につきましては、これも35ページに別添2という形で掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○末岡情報化担当参事官 情報化担当参事官から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の7ページにお戻りいただけますでしょうか。コールセンターの充実関係についての論点でございます。現状、各手続におけるコールセンターの規模や体制につきましては、まず厚生年金保険につきましては現在、全般的な照会を日本年金機構の事務センターにおいて対応しているところでございます。今後についてですが、現在は国民年金制度の適用に関する電話照会への対応を行っておりますコールセンターを強化いたしまして、オペレーター等の要員数の増加を図るとともに、厚生年金保険制度の適用に関する照会についても対応できる体制にしていきたいと考えております。このため、コールセンターにおいて電子申請に関する照会にも対応できるよう、職員向けのQ&Aを作成し、対応していきたいと考えております。

また、労働保険につきましては適用・徴収に関する制度手続について全般的に対応するコールセンターと、年度更新期間において年度更新手続に関する質問を受け付けるコールセンターを従来設けており、それぞれオンライン手続に関する質問にも対応しているところでございます。

今後、個別手続を電子申請で行う場合の問合せ等もふえることが予想されますことから、来年度以降、そうした点も含めてコールセンター職員向けのQ&Aを改訂し、適切に対応していけるような体制にしていきたいと考えております。

また、雇用保険につきましては、電子申請事務センターを設置いたしまして、電子申請事務の集中化により、電子申請事務センターにおいて電子申請に係る各種質問にも対応しているところでございます。今後は、その設置労働局数の増加を図っていきたいと考えております。

さらに一定規模以上のハローワークでは、ハローワークコールセンターを設けまして、そこでも雇用保険や電子申請を含めた問合せに対応している状況でございます。なお、資料7ページの一番下になりますが、e-Govにおける電子申請を行う際の設定や操作に関する問合せについて、総務省が開設している電子政府利用支援センターで対応しているという状況でございます。

御指摘の対面会話システムの導入につきましては、ただいま申し上げました各コールセンターの体制の強化を図りつつ、今後のコールセンターの運用状況を見ながら、コールセンターでは対応し得ない部分があるのかどうかを検証した上で検討すべきものと考えておるところでございます。

○三浦労働保険徴収課長 労働保険徴収課の三浦と申します。よろしく申し上げます。

私からは22ページの項番15、大企業を中心に最近、グループ会社によりますシェアード化が普及しているということで、このシェアード会社によります電子申請が認められることは考えられないかという御質問でございます。

回答といたしましては、社会保険に關します手続につきましては、御存じのように社会保険労務士法27条におきまして、社会保険労務士または社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て社会保険労務士関係法令に基づく申請書類の作成、手続の代行をしてはいけないということで禁止されております。当然、こういう法律のもとにありますので、現在、御提案についての実現につきましては非常に難しい状況でございます。

続きまして27ページ、項番20になります。基本計画の20ページの中にあります電子申請の場合におけます窓口申請よりも時間がかかるという記載がございます。これはどういうことかといいますと2つございまして、回答の中の最初の1ポツ目でございます。労働保険につきましては、会社を設立したときに労働保険関係成立届というものをを出していただいております。これにつきましては地方の労働基準監督署で受付した段階で窓口を持ってきていただきますと、その場で労働保険番号という番号をすぐに返します。ところが、電子申請しますと、最終的には局の審査を受けた後電子でお送りするものですから、窓口

行ったときにはその場でもらえるのに、電子の場合は2、3日かかってしまうということで、電子のほうが遅いという御指摘でございます。

もう一点でございますけれども、次のポツです。保険料申告書につきましては受付時に窓口審査の受付のほうが早くて、電子申請の場合は後回しになってしまう。実は労働保険につきましては年度更新を年1回やっています、6月1日から7月10日の40日間で約180万件ほどの年更の申請書を受け付けております。当然、窓口にお客さんが並ぶものですから、窓口の方を優先して処理をすると、どうしても電子申請につきましては後で時間外とか、下手をすると次の日になってしまうとか、そういうことが実際にありまして、そういう問題で審査が遅いということになっております。

これにつきましては、まず1点目につきましては、労働保険番号の振出しをシステム改修することによって直していこうということで、31年度をめぐりにシステム改修で対応することとしています。2つ目につきましては年更時期に非常勤職員を増やして、電子申請を専門にやる方が非常勤で対応する。そうすることによって窓口に来た方と同様のスピードでやっていこうと考えております。

以上です。

○藤澤政策統括官 こちらからの説明は以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について質疑応答に入りたいと思いますが、まず大崎専門委員が早目に御退室だということですので、まず大崎専門委員に御質問、御指摘をお願いしたいと思います。

○大崎専門委員 若干教えていただきたい点と、少しコメントをしたいと思います。

1つは社会保険の手続で、いわゆる電子的申請とオンライン申請の関係の話なのですが、私も全然知らなかったのなるほどなと思ったのですが、DVDとかで申請する場合には、既に記入をしているものを申請者に渡してくれるので、非常に便利であるというお話があって、それは大変いいことだと思ったのですが、これはオンラインで申請する場合も同じようなことが記入されている画面がe-Govでアクセスするとすぐ出てくるというふうになっておるのでしょうか。

○竹林事業管理課長 現状ではそうになっておりません。

○大崎専門委員 そうだとすると、オンライン化するとみんな不便になるということなので、そういうことが前提だとすると、私はオンライン化を義務化することには絶対に反対であります。

もう一つは先ほどの御説明でなるほどなと思ったのですが、例の国税庁と厚生労働省で情報を連携することで何かうまくできないかという話で、私はいただいた説明の内容もなるほどなと思ったのですが、それに加えて基本的には厚生労働省で把握したいのは、事業主に払っていただく保険料を計算するための基礎的データということです。ただ、国税庁で把握したいのは個人の所得であるわけですから、これからどうなるかわかりません

けれども、働き方改革なんかで副業も認めていきたいと思いますとか、多様ないろいろな形態を認めていきたいと思いますとなると、事業主の方が把握していることが国税庁が知りたいこととますます乖離していくのではないかという気もするので、これは確かに単純な連携は非常に難しいなと感じた次第です。

最後に1個質問なのですが、今、厚生年金と健康保険あるいはそれらと雇用保険との間のワンストップ化といいますか、手続の整理みたいな話は余り踏み込んだお話がなかったのですけれども、資料2でいただいている提出のオケージョン別の手続の件数を拝見した感じでは、正直、意外に思ったのですが、私自身、会社員で厚生年金、健康保険、雇用保険にみんな入っているものですから、少し不思議に思ったのですが、同じタイミングで提出されるはずの非常に似たように思われる手続の件数が物すごく違う。大体近いのは厚生年金と健康保険の被扶養者異動届ぐらいで、これが大体似たような数字です。あとは大幅に桁も違うとかなっているのですが、これは何に起因するのですか。また、これだけ違うとなると、なかなか1本出せばほかのものも変わりますというふうにはやれないか、あるいはやらないほうがいいのではないかという気がしてくるのですけれども、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○竹林事業管理課長 大崎専門委員御指摘の、資料2の例えば一番上の保険者資格取得届が、厚生年金ですと299万なのに、健康保険が94万だったり、雇用保険が909万であるというところの御指摘ですね。

私もよくわかっていないところもありますが、少なくとも厚生年金と健康保険の欄につきましては、厚生年金はいわゆる全民間事業所を対象にしておるのですけれども、健康保険は昔で言う政管健保、今の協会けんぽで適用されている方と、健保組合というそれぞれの企業を設立されたものがあります。ここに載っている数字は協会けんぽの部分ですので、健保組合の分が入っていないということです。そういう意味で件数の差があるのは説明がつくというか、要するに健保組合の分が把握し切れていないので、ここには載せていないということです。

雇用保険との違いは、もし雇用保険課長のほうでわかるところがあればすけれども、こんなに違うのは私もよくわからないのですが、微妙に被保険者の範囲が違うのはたしかでございまして、厚生年金のほうは少し狭い部分があります。典型例で言うとパート労働者でございまして、厚生年金のほうは国民年金というもう一つの受け皿もある関係で、パート労働者の中の一部しか適用しておりませんが、雇用保険のほうは20時間以上働く方が基本的に入っている。ただ、それにしてもこんなに差がつく理由がそれだけなのかというのは、ほかにも要因があるかもしれませんが、私が考えられる限りでは今のようないことがございます。

○大崎専門委員 逆にそうすると、厚生年金と健康保険の被扶養者届だけが264万と256万で非常に近い数字になっているというのが、ますます不思議な感じもしてきますね。

○竹林事業管理課長 被扶養届のほうは、年金は子供は被扶養者として扱ってなくて奥

さんだけなのですけれども、健康保険のほうは奥さんだけではなくて子供も被扶養者なので、先ほど申し上げましたが、協会けんぽの分だけなのですけれども、子供の分が入ってくる。

済みません、全く逆なことを。今、健康保険は協会けんぽと組合がある中の協会けんぽのほうだけ載せていると申し上げましたが、実際、逆のようで、健保組合のほうだけが載っているようでございます。申しわけございませんでした。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 では最初から順番に議論していきたいと思います。まず1番でございませうが、いかがでしょうか。

○濱西専門委員 厚労省の取組については、本日のヒアリングで一定の評価をさせていただいていますが、さらなる対応ということで、まずは2点ばかり、社会保険と労働保険に共通する問題について御質問をさせていただきます。

先ほどの大崎専門委員の質問にも関連しますが、申請がCDとかDVDでの提出というのは会社側の問題なのか、窓口のe-Govの問題なのか、そちらのシステムの問題なのか、3つが考えられるところです。行政側の問題ということであればシステムの改修をして、CD、DVDでの提出に変えて、会社側が電子申請できるようにすべきだと考えられるところなのですが、そうした対応をとれないのかどうかお伺いさせていただきたいというのが1点目です。

2点目は別のところになりますが、審査段階は別にしても、申請段階での裁量的なローカル・ルールはないかということを確認したいと思います。申請段階ではローカル・ルールがあつて、申請を受け付けるとか受け付けないという裁量を働かせるというのは基本的に筋が通らない話なので、そういうことがないということでもいいのかどうか。その点の確認をさせていただきたいというのが、今の部会長の話から2点目は外れますが、関連して質問をさせていただきたいと思います。

○高橋部会長 その2点についていかがでしょうか。2番目がローカル・ルールですから、何番か言っていただくとありがたいです。

○濱西専門委員 21ページです。

○高橋部会長 では21ページについて、その2点、御回答ください。

○竹林事業管理課長 1点目の御質問は5ページの①の関係でございますね。私ども将来的な方向としていわゆる電子申請そのものを進めていくことについては、まことにお願いします。

先ほども申し上げましたとおり、現状におきましては厚生年金の場合は、まず5割弱は紙でされています。紙媒体からの移行を促す上では、電子申請というのはかなり会社側のシステムの整備も必要になると思うのですけれども、いわゆるDVDやCDによるものというのは比較的簡易なパソコン的なものがあれば、大規模なシステム整備をしなくてもできるので、まず優先順位として紙媒体を減らしていくにはどのようにしたらいいかと考えたときに、いわゆるオンラインの申請1本ではなくて、DVDやCDによるものも両方の選択肢を用

意して紙媒体を減らしていくことが、この3年間の計画としては現実的ではないかと今、考えているところでございます。

それから、ローカル・ルールについては各制度それぞれあると思いますので、それぞれの担当課長から御説明をいただきたいと思いますが、厚生年金に関しましては先ほどこの資料にも書いてありましたとおり、かなり現場のいろいろな声、お客様の声も踏まえて1万8,000ページの膨大な微に入り細にわたるマニュアルをつくったものですから、それが適切に運用されていけば、現場での裁量というものはつくる前よりも大幅に減って、できれば根絶すべきだと考えております。もちろんまだ29年4月、本年4月から動き始めたばかりですので、その後の状況というのはちゃんと見ていきたいと思っておりますけれども、私どもとしてはそのような手は打ったつもりでございます。

○高橋部会長 では、ローカル・ルールについて、ほかの関連するところから御回答をお願いします。

○安藤保険課長 順次お話させていただきたいと思いますが、健康保険については、保険者としては健康保険組合が該当するわけでございますけれども、健保組合に入っている事業主ごとに違うルールが適用されることは、ございませんということを書かせていただいております。ただし、健保組合ごとに見ていくと、一部かもしれませんが、添付書類を求めたり求めなかったりという違いがあるやに伺っておりますので、正直そこは制度として、国としてこの部分についてどうするかというところについては、きちんと考えていかなければいけない問題であると捉えているところでございます。

以上が健康保険組合についてでございます。

○三浦労働保険徴収課長 続きまして労働保険でございます。労働保険につきましては、基本的にはその事業場がどういう業種をやっているのかということについて、なかなか各都道府県のほうで判断しかねるときに、基本的には登記事項証明書をローカルでつけたりつけなかったりしているという現状がございます。これにつきましては、後にバックヤード連携が成り立てば、全て解消できるものと考えております。

それと業種を決定する段階で保険料率も決まるのですけれども、その保険料率が何に該当するかというのは、登記事項証明書だけではなかなかわからないということで、場合によっては会社のパンフレットとか、そういうものをつけているという実態がございます。

以上です。

○松本雇用保険課長 雇用保険につきましては、回答にお示ししましたように省令と局長通達による業務取扱要領に定めておりますし、かつ、これを公表しておりますので、ローカル・ルールはないという認識でございます。

○高橋部会長 濱西専門委員、それでいいですか。

では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 私から幾つかお聞きしたいと思いますが、まず今回の行政手続の簡素化というものが事業者目線に立って、事業者にとって削減に当たるかどうかという観点から

作業をいただいているということを御認識いただいた上での質問でございます。

1点目は5ページの電子的申請に関してですが、私どもで実態を内部調査いたしますと、なかなか電子申請しづらい理由の一つとして、今、大企業を中心として「カンパニー」という人事システムが使われているわけですけれども、それと互換性がなくて、どうしてもこのために切替え作業がある。つまり、CDとかDVDあるいは電子申請についても、厚生労働省側のニーズに従った内容であるために、切替え作業が必要になることが使いづらいということがございます。今回、電子申請というのは、まさに事業者側の合理化、効率化という観点から見ると、そういう幅広いシステムとの連動性といいますか、互換性があれば、より事業者の事業コストの削減にもつながるのではないかと思うわけですが、これについていかがかというのが1点。

同じように事業者目線から言いますと、22ページにシェアードサービスについてありますが、大企業はほとんど今、厚生労働、社会保険に関する事務を実際には子会社にさせているところがございます。先ほど社労士法の関係でなかなか難しいというお話ではございました。ただ、これはほとんど大企業がシェアードサービス会社を通してそういう事務作業を行っておりまして、その会社の名前で申請できないことで、極めて企業にとっては非効率になってしまっているという声が強いと思いますので、何か改正できないか。そういうシステムにできないか。何らかの委任とか、あるいはそれを証明できるならばそれを認めるというような方向で見直しができないかどうか。困難であるという結論でありますけれども、困難でない方法を何か考えられないかということをお質問申し上げたいと思います。

もう一点申し上げますと、先ほど濱西さんの質問にございましたけれども、各事業所ごとに少し違ったような添付書類があるというお話でございましたが、これも事業者としては非常に大きな負担になっております。同じ申請をするのに添付書類が若干でも異なりますと、また別の書類をつくらなければいけないという手間がかかるわけでございますので、もしこちらの方々にそういう事実を認識されているならば、それは統一する方向で何らかの指示を出していただくような措置をとれないのかどうか。それについてお聞きしたいと思っております。

○高橋部会長 では、順番にお願いします。

○竹林事業管理課長 1点目の会社のほうでカンパニー制をとっておられることと、社会保険等の適用の関係がうまく互換性がなくて、いろいろな追加の負担が発生しているという御指摘につきましては、私どももよく実態を把握しかねているところがございますので、もう少し具体的にどういう感じの問題が起きているか教えていただいて、どのような改善策が考えられるかよく考えたいと思いますので、また別の機会にでも具体的にどのような問題が起きているのかということの実態をよく教えていただければと思います。

○高橋部会長 事務局を通じて確認をしてください。

○三浦労働保険徴収課長 次の質問のシェアード化の件でございますけれども、22ページ

で先ほど簡単に説明いたしました。先ほど言ったように社労士法というものがございまして、なかなか簡単にはできないのかなど。ただ、回答の3番目の○に書いていますが、シェアード会社の中に社会保険労務士の方がおられるとか、そういうことがあればその方と契約をするという形では可能であるのかなど。ただ、なかなか現実的に難しいのかなと思っております。

それと、社会保険労務士法は法律ができたいきさつもございまして、なかなか簡単には廃止とかできなくて、非常に難しいところがありますし、社会保険労務士というのは都道府県に社会保険労務士会とか、全国に社会保険労務士連合会が設立されております。そういうところの趣旨を踏まえた意見を十分聞きながら議論をしていかなければ簡単にできないのかなと思っていますし、実は労働保険徴収課というのは社会保険労務士法を持っている担当課ではございませんので、それにつきましては担当の課長にお伝えしたいと思えます。今ここで何とかというのはなかなか答えられないものですから、そこはよろしく願ひしたいと思えます。

○高橋部会長 3番目はいかがでしょうか。ローカル・ルールの話です。

○安藤保険課長 先ほど私のほうからお話しましたので重なるところもありますけれども、健保組合、医療保険者ですが、組合単位では同一の添付書類を当然求めています、組合が変わったときに、組合ごとで見たときに、もちろん省令で定める添付書類は求めているのですけれども、それに加えて追加的、補足的な資料を求めている組合もあると聞いておりますので、ただ、それにつきましては委員御指摘のように、基本的にこれは全国統一のルールで行うべきだと認識しておりますから、よく実態を確認し、もし本当に必要なものであれば、全国統一のルールの中に入れるということが必要になるでしょうし、不要なものであればそれはやめていただくという形で、そこは統一ルールになるように今後、適切に対応していきたいと考えております。

○高橋部会長 本年度中にやっていただけますか。

○安藤保険課長 できる限り迅速で。

○高橋部会長 では本年度中にぜひ措置していただくということで。

ほかは何か。

○川田専門委員 先ほどの労働保険のローカルのなものについては。

○三浦労働保険徴収課長 私のところは先ほど言ったパンフレットなどをつけていただくのと、登記事項証明書につきましてはバックヤード連携が今後できていきますので、そういうことはなくなっていくということを行いました。

○高橋部会長 どのぐらいでなくなりますか。

○三浦労働保険徴収課長 それは法務省との関係がありますので、何年か今の段階ではわかりません。

○高橋部会長 では法務省との関係でのバックヤード連携でなくなるということだということですね。

パンフレットについては何か統一基準があるのでしょうか。

○三浦労働保険徴収課長　ございません。現実問題、事業所を設立したときに、本当に会社があるかどうかわからないものがたくさんあるのです。そのために各地方ではパンフレットをとったりとか、いろいろなものをもってやっているというのを聞いています。そこは統一的に今度、全国会議の中で私のほうでなくすようには指示したいと思います。

○高橋部会長　多分いろいろなものが要求されると、ばらばらになると困るので、疑義があった場合に何を要求するかということは、要するに全国統一的に基準を示してやっていただくというのが重要だと思います。ぜひそういう方向で措置をしていただければと思います。疑義があった場合の雇用保険も同じだと思うのですが、これはどうでしょう。

○松本雇用保険課長　雇用保険の疑義といいますのは、現に離職をしているかとか、または現に仕事に就いているか等の確認において、どういったものを確認するかという話で、これは実態ごと異なるので、何をもち確認するかはまさに実態によって必要なものをとるということに尽きるかと思います。

繰り返し申し上げたいのは、事業主の方々からいただくものについては、省令の条文、取扱要領は統一しているもので、それを出していただいている限りにおいて別のものを求めることはないはずでございます。念のため申し上げれば、こんなものを要求されたという話が個別具体的にあるのであれば、当然にそういったことがあるかないかの確認も含めて対応させていただきたいと思いますが、今までローカル・ルールがあると言われながら、ではどんなローカル・ルールですかと問うたのに対して、具体的にこんなものというのを御提示いただいたものがないものですから、そこは特定していただければ当然に迅速に是正措置をとります。

○高橋部会長　わかりました。そこはまたということにします。論点ばらばらに議論すると混乱しますので、今、シェアード会社について言及されましたが、事実上は本社で一体であるときに、なぜ本社であるということを取り扱っていただけないのかということについてお聞かせいただけないかと思います。そこはいかがでしょうか。実際上は一体化しているわけです。グループ会社の中のシェアード会社なので、それは法人格としてはほぼ同一なので、本人が申請したとみなしていただいて、不要としていただけませんか、という話なのです。

○三浦労働保険徴収課長　先ほどお話ししましたけれども、まずこういう土業の業務というのは社会保険労務士法ということで定まっているというのが第一次原則であります。

それから、先ほど本社一括とございましたけれども、シェアード会社というのは企業グループなものですから、同じ業種ではなくていろいろな業種がまたがっているのです。例えば本社一括というのがあり、同じ業種の中で一括で届出するというのは認めています。ただ、届出については事業主責任がかかっていくものですから、業種が違うものまで全部やってしまったときに、その責任はどこに持っていくのかといったときに、シェアード会社には責任は持っていきません。あくまでも事業者責任ということでやっていますので、

その辺の違いがあるのかなと思っております。

○川田専門委員 社会保険の事務手続に関しては、親会社の委託を受けて100%子会社が専門的に行っているケースが非常に多くなっているわけです。そこが申請するに当たって、親会社と別な事業者であるということだけを理由として受け付けられないという扱いになっていると思いますけれども、実質的に同一会社なのだから、それを扱うようにできないだろうかという意味でございます。

○三浦労働保険徴収課長 そこは冒頭に申し上げたように、業務として社会保険労務士法がありますので、そこは基本的にはできないというのが1つ。それと一括の届出、先ほど申し上げたように就業規則なんかの本社一括というのは実はやっぴやっぴして、それにつきましては複数の事業所を有する企業におきましては統一的な運用をされる就業規則とか、そういうものにつきましては国民の負担を軽減するという観点から、例外的に認めているというものが1つございます。

こうした本社一括届出につきましては、一の企業におきまして認めている取扱いでありまして、異なる企業の実態がございまして、異なる企業の実態を一括でやっているわけではないのです。例外的に認めているという実態がございまして、そういうこともありまして、今回シェアード会社によります電子申請というのは同じくできるかということ、そこは非常に難しいと思っております。

それと先ほど法律改正等という話もございましたけれども、そこにつきましてはまた持ち帰って御相談させていただきたいと思っております。というのは私の担当部署の仕事ではないものですから、申しわけありません。

○高橋部会長 できれば、社労士の方にこの場に御同席いただきたかったと思っております。今、お聞きしていても、特例があつて、社労士でなければ代行できないという話ではないのですか。基本的には、書類の作成や、手続の代行をする人が社労士でなければいけないという話なのでしょう。実態が一緒だったら、要するに本人申請と同じように申請できませんかという話ではないかと思うのです。この点は私が間違っているのでしょうか。そのとおりですよ。そのとおりだと私は思うので、そういう意味では、できなければ法制的にきちんとそこは穴をあけていただくということだと思っておりますので、ぜひ次回までにそれは御回答を担当課から頂戴したいと思っております。

では、シェアード会社については言及したということで、もとに戻って1番でございませぬ。これは、課税当局が目標を立てているのに、社会保険が電子申請の目標を立てないというのはバランスが悪いのではないかと。省庁間のバランスが明らかに欠けているし、税は年1回ですよ。年1回の税がオンライン申請について目標を立てているのに、それ以上に頻繁に出す可能性がある、さまざまな申請について、オンライン化の目標を立てられないというのは、同じ国の役所としてどうかという気がします。そこは税の目標を横目に見ながら、実体は違うのでパーセンテージは違ってくると思っておりますが、ぜひ目標を立てていただきたいというのが第1点でございませぬ。

また、税がやろうということと言うと、中小企業のつきいろいろと御説明いただきまし

たが、中小の方でも今どきパソコンを触れないという方はほとんどいらっしゃらないのではないかと思います。そういう意味では、電子申請のいろいろなものは私も大変だと思いますが、そういうものに抵抗感があるという方はIT弱者に対する支援として考えると、基本はオンライン申請を考えるべきかと思います。郵送の形で今この役所への道を通っているのがGPSでわかるような形でないと安心できないみたいな、神経質になっている企業あり、DVDやCDでの提出について負担がある。非常に神経を使ってやっつけらっしゃるといことも聞きますので、そういう意味では、ぜひDVD、CDからの切替え目標をこの期間中にぜひお考えいただきたい。かつ、その場合には大企業と中小企業みたいなものは分けて目標を別々に立てていただくというのは可能なのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○竹林事業管理課長 今、座長のほうからこの期間中にとおっしゃった、この期間というのは。

○高橋部会長 3年間です。

○竹林事業管理課長 私どもも今、半分近くが紙媒体が占めている中で、まずは紙媒体を減らしていくことに重点を置いております。3年間でまずは重点を置くべきは確かにオンライン申請を増やすということだと思いますけれども、紙から移していくときの選択肢としてDVD、CDも今の時点であったほうが紙が早く減るのではないかと考えています。その上で、その状況を見ながら次どうしていくかということは当然考えていくべきものだと思います。その状況を見ながらです。

○高橋部会長 具体の目標値は。

○竹林事業管理課長 ですから、今はまだ要は今回の紙媒体からDVD、CDも含む電子的媒体に移していくこと自体がまだこれから始めていくことですので、実際に始めてみて、どれぐらいの方が移っていけるのかということを見ないと、今度、将来的には当然電子申請、オンライン申請に対する目標値ということも必要になる時代が来るとは思いますけれども、それが具体的にどの水準にしたらいいかということなどは、動かしてみないとなかなかすぐに立てられるものかどうかというのは、やってみないとわからないところもあると思います。方向性としてその方向を目指すべきだというのは全くおっしゃるとおりなのですが、現状においては半分はまだ紙媒体なものですから、しっかりまず一歩進めて、その上で様子を見ながら次の段階をしっかり考えたいと思っています。

○高橋部会長 オンラインの規定値があるわけですね。それについて例えばプラス10%もしくは倍にするとかいうのは、具体的な数値として当然あり得るだろうというのがまず第1点です。要するに紙からオンラインに移す。今、既にDVD、CDになっている方から、これだけオンラインに移すという3年間の目標は立ち得ると思うのです。その上で純然たるオンライン目標を立てていただいて、今度は紙を含めて何がしかの電子的申請の目標を立てていただくのもいいと思うのです。

そういう意味で現状の紙を例えば3年間で半分に減らすとか、そういうことは考え得る

のではないのでしょうか。それは今までの御努力を踏まえて、この3年間でもう少し抜本的に一生懸命取組をすれば、このぐらい率が上がるだろうという目標値ぐらいはあり得るのではないかと私は思うのです。

○竹林事業管理課長 方向性として全く齟齬はないと思っておりますので、あとは根拠のある数字というものをどの程度具体的に考えられるかという話だと思っておりますので、座長の御指摘も踏まえまして、また持ち帰って考えたいと思っております。

○高橋部会長 税との関係で言うと、税にあれだけお願いをして目標を立ててもらって、しかも年1回の税がオンライン申請についてちゃんと100%、85%という目標を出しているわけです。そういう意味では厚生労働省に見合う高さというのは要求しないですけれども、見合って目標を立てていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、大崎専門委員がおっしゃったことも気になっています。DVD、CDのほうは役所が手間暇かけてちゃんと環境を整えてあげてやっていただくのは重要なことなのですが、他方でオンラインについては手間暇をかけてあげないということになると、当然、DVD、CDからオンラインには行かないわけなので、オンライン申請でも当然法人番号とか入れるのだと思うのです。申請が本人であると。そうしたら、それに合わせて画面を見たらちゃんとデータがあるというのは、別にシステムを組めばできるのではないかと思うのです。そういう優しい画面をつくることはシステム構築によりできるのではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○竹林事業管理課長 おっしゃっている指摘はごもっともだと思います。私は今の時点で技術的な問題としてそういったものができるのかどうなのか、システムの改修があればできることだとして、それがどれぐらいの費用と時間がかかるのか、そこら辺の知見を持ち合わせておりませんので、そのあたりも持ち帰って詳しい者に確認したいと思っております。

○高橋部会長 優しいことをしていただけるのであれば、推進したいほうも優しくしてあげないとだめだと思いますので、そこは技術者とよく相談して御検討いただければと思います。

1番はほかにいかがでしょう。

○原委員 CD、DVDとオンラインのところ、先ほどの御説明の中でオンラインにするとさらに追加的なシステム投資が必要になるという御説明をされたと思うのですが、それは具体的に何ですか。

○竹林事業管理課長 私も実際の民間企業の実情は、全てを把握していない状況ではあります。CD、DVDは言ってみれば媒体としてお送りしているものですから、パソコンでそこに書き込む機材さえあれば、普通の市民でもできるようなレベルのものだと思っておりますけれども、電子申請の場合は恐らく通常、企業の規模にもよるのかもしれませんが、手入力をするというよりは、大企業さんがお持ちのいろいろな人事や給与に関するようなソフトとつなげて、データを吐き出せるようにするようなこととセットで導入されているところが多いのではないかと考えておまして、そういったものを完全に今の時点でその選択

肢一本に義務づけることは少し難しいのではないかと申し上げます。

○原委員 企業側でそういったさまざまな投資をされることは大企業の場合、特におありなのだろうと思うのですけれども、一方でパソコンでオンライン申請できるようにしたらいいのだと思うのです。

○竹林事業管理課長 そこも情報の量にもよるのではないかという気がするのですけれども、それはそれでできる簡素化は進めていきたいと思っております。

○原委員 ともかくさまざまな行政手続全般にオンライン化をしていくことが基本だと思いますので、その方向で、社会保険のところだけ特別にCD、DVDを残しますという必要性は余り感じないので、オンライン化の方向で進めていただけるとよろしいのではないかと思います。

○川田専門委員 補足なのですけれども、先ほどのカンパニーの話はカンパニー制のことではなくて、人事給与システムの「カンパニー」のことで、2,000社ほどが大企業中心に導入しているシステムでございます。これとの互換性が電子申請についてできれば、相当数の事業者の事務コストが減ると私も聞いておりますので、そういう意味で先ほど申し上げた次第でございます。それには初期投資が若干かかりそうな気もするのですが、余り大きな金額ではないと事務局からは聞いておりますので、申請を電子化するならば、そういう人事給与システム、企業が持つシステムとの互換性といいますか、関連性を持つとかなり事務負担は軽くなるという意味でございます。

○高橋部会長 具体の政策が出てきましたので、その辺を御検討いただければと思います。

1はこのぐらいでよろしいでしょうか。以下、順次議論していきたいと思っております。

9ページの3番で、こだわるようなのですけれども、コールセンターで対応できないから、何か対応できないかどうかを検証して、それから検討に入りますということなのです。けれども、入れてみていいか悪いかは別に、ともかく実施するというのでないと、導入するインセンティブもディスインセンティブも働かないと思うのです。まずはやってみるといふ方向でなぜ御検討いただけないのでしょうか。どこかで試験的にやってみるといふことなのですが、そこはいかがなのでしょうか。

○末岡情報化担当参事官 相談体制の充実につきましては重要な課題であるとももちろん認識しておるわけなのですけれども、相談体制の充実を進めていく仕方としましては、先ほどと繰り返しになりますが、要員の増を図ったり、あるいはQ&Aを作成して対応の内容を改善していくことが、まずは取り組むべき課題であるということで、そこから進めていきたいと考えているところでございます。

○高橋部会長 ですから、こういう申請物は実際の紙を見ながらやりとりするとか、申請書を示しながらやりとりするというのが一つの利点であって、そのために、電話ではなくて窓口でやりとりするというのが、多くの事例なのではないのでしょうか。そういう意味では、窓口でやる、電車に乗って、車に乗って行く時間を削減するのであれば、要するに対面で書類を見合いながら話ができる対面システムが必要ではないのでしょうかというこ

となのです。ほかの行政領域との関係で既に取組があるので、こちらで御提案しているわけです。そういうことで言うと、コールセンターでは対応が本来できない機能があるので、それを試験的にやってみたらいかがでしょうかというお願いをしているのです。しかし、それに対して、コールセンターでとにかく充実するから、これはやらないんだというのは、御回答としては納得できないのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○末岡情報化担当参事官 御指摘の点につきましては、各制度部局とも相談をしながら検討する必要があると考えておりますので、御指摘については持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 ほかの行政で実際にやり出しているのです。ほかの行政でやり出しているのです、ここの部局でもやったら、窓口でこみ合うとかいうのが大分減るのではないのでしょうかというお願いなのです。そこはぜひ御検討ください。今、お返事ということではなくて、御検討くださいということをお願いしたいと思っております。

それから、4番はいかがでしょうか。健康保険では費用対効果の点から省略できないという御回答をいただいていると承っているのですが、この理由は一体何なのでしょう。

○安藤保険課長 まず住所変更届につきましては、基本的には今回のバックヤード連携ができ上がったということでございますけれども、なくしていく方向で考えております。それが1点目です。若干書いていることと違うかもしれないのですけれども。

○高橋部会長 もう一度お願いします。

○安藤保険課長 住所変更届ですね。今は住所の変更があったときに、直接紙なり媒体で保険者のほうに届けていただくという仕組みがございますけれども、こちらの住所変更届につきましては、今回のいわゆるマイナンバーを活用して住基のほうから必要な情報を得ることができるという形、情報連携が始まっておりますが、それに合わせて原則として廃止をしていくという方向で現在、考えているところでございます。

ただし、留意点がございまして、実際に個々の保険者ごとの話になりますけれども、住基に照会をかけるにいくときに、一つはコストがかかるということです。1件当たり10円のコストがかかっていくということなので、そのコストをまず保険者がどう判断するかというところに留保が必要なのと、もう一つは国のほうで一律にある程度検討して決めなければいけないと思うのですけれども、コストがかかるということもありますので、では住所変更についてどのタイミングで、どのスパンで実際にJ-LISにいわば変更の情報を取りに行くかということについても考えなければいけないと思っております、大きな方向性としてはマイナンバーが稼働しますので、それで住所変更届自体をなくしていこうと考えているのですけれども、ただ、コストの話と、そのコストとも関係しますけれども、どれぐらいの間隔を置いて住所変更が入ったか入っていないかという情報をJ-LISに情報を求めに行くかということについて現在、検討を行っているところでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 既に厚生年金などについては、J-LISと結んで生存確認とかについての

届出が不要になり、経済的な効果もあった、正確性も図れるということになった。健康保険でもすぐに対応できる話ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○安藤保険課長 もちろん速やかに対応したいと思っておりますけれども、厚生年金の世界では、例えば死亡情報についてJ-LISからとって、死亡が入ったときに年金の支給停止につなげるといった取組が既に動いていることについては承知しているところでございます。

我々も基本的にはそれにならった形で、住所変更についても進めていきたいという方向性はそう思っているのですけれども、何分コストがかかるものですから、個々の健保組合ともその部分について共有できるのかどうかというところについて御相談していかなければいけないところもございますので、それを速やかに行った上で、先ほども申しましたようにどれくらいのスパンで当てにいくかというところも考えなければいけないと思っておりますけれども、それを整えて住所変更届の廃止にしていきたいと思っております。

大きな方向性としては同じ方向なのですけれども、その前に個々の保険者と調整をしていかなければいけないという手続が必要であるということでございます。

○高橋部会長 この資料を見ると200万件ぐらいですね。もっと多いのですか。健康保険であれば55番のところだと思うのですけれども。

○安藤保険課長 はい、御指摘のとおりです。ただ、例えば1年間に1回だけJ-LISに情報を当てにすれば、1年間にかかる費用というのは241万×10円で済むわけですけれども、結局、住所変更の情報をどれくらいのタイミングでつかんでいくか。例えば現行の省令上だと、住所が変わったときには速やかに保険者に届け出なければいけないというルールになっておまして、速やかにをどう見るかはございますけれども、要するに長期間にわたって住所変更は出さないという取扱いになっていないものですから、どのタイミングでJ-LISにぶつけにいくか。その部分は健保組合に任せるということではなくて、我々のほうで実際に住所変更情報がどういうタイミングで必要になるのかということをよく考えて、さすがに毎日毎日それを行っていたら物凄いコストになってしまいますから、一定の期間を区切って、そこで当てにいくと。その分のコストというのは当然保険者にかかってくることとなりますので、それについて負担をしてくれという調整を今後していかなければいけないと思っております。

○高橋部会長 照会1件当たり10円というのは、1回当てにいくというのが10円という意味なのですか。

○安藤保険課長 そうです。誰の住所が変わったかということがわからないので、全数を要するにJ-LISに当てにいくのです。

○高橋部会長 組合員全員に当てにいく、その全員に当てるのが1回10円ということですか。

○安藤保険課長 1件ですので1人当たりです。

○高橋部会長 そんなことをやるのですか。

○濱西専門委員 そうしないとしようがないのです。ただし、10円かどうかについては交渉の余地があると聞いたことがあります。

○安藤保険課長 ボリュームが大きくなれば、これはやってみての世界でJ-LISと相談の話になると思いますけれども、実際に厚生年金などの世界では量が多いので、だから1件当たり10円かかっていない。要するにコストはもっと下げているとも聞いておりますから、そこはJ-LISサイドとの調整が当然あると思うのです。

○高橋部会長 ではそういう交渉をこれからしていただけるということですね。

○安藤保険課長 そこもちろんしますし、いずれにしてもコストを保険者に負担していただかなければいけないので、1年に1回だろうが1カ月に1回だろうが当てに行くことになる、その分、要するにJ-LISに対してのコストがかかってくることになりますから、その部分についてきちんとコンセンサスをとらないと、なかなか一気に廃止ということができないので、繰り返しになりますけれども、方向性としては我々もちろんマイナンバーを利用して廃止していく方向で考えてはいるのですが、そこら辺は議論をさせていただきたいということです。

○高橋部会長 いつぐらいまでに成案は出るでしょうか。

○安藤保険課長 具体的な日付を申し上げることはできませんが、できるだけ速やかに対応したいと思います。

○高橋部会長 基本計画改定までには間に合いますか。

○安藤保険課長 努力したいと思います。

○高橋部会長 基本計画改定までに御努力いただくということをお願いしたいと思います。

次に5番、6番はいかがでしょうか。4情報の共通化は何番でしたっけ。15ページですか。その前はいかがでしょうか。

では、9番まで飛びまして、資料2を一生懸命事務局がつくっていただいたのですが、基本計画になくて要するに契機が一緒だと思われるような手続はいっぱいあるのです。これが落ちている理由はどこら辺にあるのでしょうか。

○竹林事業管理課長 落ちている理由というのは、この資料2上ですか。

○高橋部会長 資料2で取り上げていない理由は、黄色の部分が統一していただける契機なのですが、それ以外に統一すると言っている手続について、同じタイミングで出るようなものが結構青であるのではないのでしょうかという話なのです。そういうものも一緒に統一していただけると、抜本的に事業者負担が減るのではないかと。

○谷輪参事官 青で塗ってある部分が、契機が同じということで厚生労働省さんが今回取り組もうと言っているものだと思います。

○高橋部会長 黄色は。これはこれでいいのですか。

○谷輪参事官 部会長がおっしゃっているのは、恐らく厚生年金とか健康保険とか雇用保険とか、一番上だったら入社のときに例えば青のところ、同じような手続が発生しているというのが、青で4手続は出ているのですけれども、ほかにも同じ機会でも複数の手続が発

生するものがあるのではないかという御趣旨のことをおっしゃっていると思います。横向きで2つないし3つ並んでいるところが、載っていないものもあるのではないかということだと思います。

○高橋部会長 ほかにもあるのではないかということなのですが、言い方が混乱したと思います。こういうのは統一化ができないのでしょうか、というお話だと思います。

○竹林事業管理課長 2つの次元の話があると思うのですが、例えば被保険者の氏名の変更届みたいな、これも多分、各制度で共通して氏名が変わるときは一斉に変わる話があると思うのですが、被保険者の氏名変更届出のようなものは黄色で塗ってあって、実際の対応策としてはバックヤード連携で対応しようと今、考えているわけです。バックヤード連携で対応するものというのは、そもそも届出の廃止を目指すものですから、様式の統一化よりも手続そのものの廃止を目指しているものですから、そういう意味では青になっていないわけです。

当然そのバックヤード連携でできないものもありますので、15ページの一番下の○に書いてございますように、届出の契機が重複する手続の中で、基本計画で書いておられますのは御要望が多かったり、あるいは届出の件数が多いものとして先ほど御説明した4つ。事業所を始めるとき、終わるとき。そして被保険者が勤めるとき、退社されるときという、この4つを挙げているわけです。ほかにも同様のものがあるかも知れませんが、それは別に排除しているものではないのですけれども、今回の基本計画は要するに社会保険、労働保険のあらゆる手続を全部網羅しているものではなくて、件数が多いようなものを行っているものですから、今後まずこの件数が圧倒的に多い4つの手続を進めてみて、その後、皆さんの御要望なども伺って、さらに追加すべき手続があればまたやっていきたいと考えています。

○高橋部会長 わかりました。ではそういう方向でぜひ御検討いただければと思います。

村上先生、そろそろないですか。では適宜言っていただければと思いますが、7、8に戻ります。押印と署名の原則届出における検討というのがどの規模でできるかというのは、これはまだ規模感はわからないということでしょうか。

○竹林事業管理課長 申しわけございません。まだ作業が途上でございまして、規模というのなかなか今、申し上げられる段階ではございません。方向性としては不要なものは全て廃止していく、省略していくという考えでございます。

○高橋部会長 基本計画までにはかなり規模感とか出るということによろしいでしょうか。改定までに、本年度中にはその辺の規模感が出る。

○竹林事業管理課長 基本計画の改定までには、何がしかのお答えが出るようにしたいと思います。

○高橋部会長 例えばIDとパスワードで付与して、それにより事業者確認をしてしまうということを考えている役所もあるのです。そのような形での電子署名の省略化みたいなことは厚生労働省でも考えられないでしょうか。

○竹林事業管理課長 電子署名についてもなるべく少なくしていく方向性はそのとおりののですけれども、そのあたりも一方で本人の真正性の確認とかいうもので、それぞれ手続の内容によってどの程度それを強く求められているか手続ごとに違うと思いますので、精査が必要だと思いますし、e-Govそのものは総務省さんで政府と一緒に動かしているものですので、そういうところとも御相談をしながらしなければいけない問題だと思っております、今、鋭意作業中でございます。

○高橋部会長 それはどのぐらいの検討スケジュールをお考えでしょうか。

○竹林事業管理課長 現時点では具体的なものはありませんが、基本計画の改定、年度末までに何がしかの作業を進めたいと思っています。

○高橋部会長 わかりました。

それで10番の話です。私どもは抜本的に変えていただきたいという気が実はしています。要するに税と社会保険は基幹的なところで、それぞれ単独で電子化をお願いするというのも企業にとっては中小等にとっては負担なので、そこは、一本で、電子申請が可能なような共通化をこれから目指していくのが必要だと思っています。

そこで、年金について所得に応じて適切な年金額を確定していくという点は重要だとはわかるのですが、例えば前年度の所得の12で割った額を基本的な現在の報酬月額に変えることについて、現状から移すという移動コストはあり得るにしても、将来的にそういう方向に切り替えていくことはできるのではないのでしょうか。別に今までのものを全部変える話ではない。年金額は上乘せだと思っていますので、別に今までの既得権利を変えることにもならないので、制度を切り替えることについて根本的な不都合はないのではないかと私などは思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○竹林事業管理課長 手続の簡素化という意味での1つの御提案だと思うのですが、先ほども御説明したとおり、年金は保険料を徴収するという側面だけではなくて、その記録を管理して、老後の年金に反映する。今は保険料の額と給付を管理する。そのときの保険料も実際はサラリーマンの方だけでも転職もあれば、国民年金に移ったりする方もいたりして、なるべくその時点、その時点の情報をしっかりとることで今、制度が定着している状況ではあります。

ですのでそういう観点からの検討も必要だと思いますけれども、ここはいかに行政事務手続を簡素化するという観点だけではなくて、給付設計にまで影響を与える。そういう観点からも年金の制度論としてしっかり議論をする必要が多分あるレベルのものだと思います。御指摘内容の性格上、ほかの論点などと異なるのだと思います。まさに制度の大枠なり基本的な考え方を変えない中で行政実務上の工夫としてできる問題もたくさんあり、例えば先ほどの押印の省略とか、そういうものは制度の根本思想を変えるものではないのですけれども、今、高橋部会長から御指摘いただいた点は、単なる手続の簡素化というだけではなくて、年金の制度設計にも議論が必要な話ではあると考えています。

○高橋部会長 前年度の報酬を12で割った額と、4～6月の3か月の報酬を3で割った額

は何で違うのですか。考え方に大きな差があるのですか。

○竹林事業管理課長 前年度の報酬という場合に、まず前年度被用者として働いていない方もいらっしゃるし、転職をされて大きく給与が増えたり下がったりする方もいらっしゃいます。今4～6月としているのは、大体春闘を受けた給与の引上げなど、その月が終わって7月以降になると、大きな変動が1年間のサイクルでは余りないだろうということで4～6月をとって、処理をやっている。こうして、年に1回決めることを定時決定と申しますけれども、そうは言っても連続して大きく給与が変動した人は随時改定とあって、もう一回改定する仕組みも補助的に持っていて、多少の変動は事務の効率性から比較的安定している4月～6月の平均値でもって年間通しているけれども、大きく乖離した場合には随時改定するという事なので、事務の効率性となるべくリアルタイムの給与の状況を反映するという事で、折り合いをつけて今、運用しているところなのです。

前年度のものを使って12で割ることになると、そういう意味でのリアルタイムの連動性というところの趣旨はかなり今よりは低下すると思いますので、そういったことが事務の効率性のメリットを上回る問題との比較の中で、どちらが適切かという議論が必要だと思います。

○高橋部会長 月変の制度のようなものは残した上でという留保つきでお願いしているのですけれども。

○竹林事業管理課長 1つの御提案だと思うのですけれども、年金の長い議論の中で、ここはそういう視点が少なかったのがむしろ問題なのかもしれませんが、事務の効率化に重点が置かれていたわけではなくて、なるべくリアルタイムの給与情報をもとに老後の年金にそれを反映させていくことに重点が置かれてきた歴史があるのはあります。私どもとしてはそういう議論はまた将来にわたってずっと否定するものではございませんけれども、まず今やるべきことは電子的申請を進めて、なるべく事業者の方の個別に紙でやっているような事務負担を極力軽減していくというところ。そこはまず余り誰も異論がない、もちろんコストがかかる方とかはありますけれども、その方向性としては議論を呼ばないところというか、異論はないところだと思いますので、そういうコンセンサスが間違いなくあるところをまず全力を尽くして進めていきたいと考えているところです。

○高橋部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 この議論は前期の投資等ワーキング・グループでも議論させていただいて、継続課題になっている点ですけれども、前期に厚労省さんから御説明をいただいた中でも、現行の4月～6月のところでまとめて提出をするという標準報酬制度は、紙の時代に対応した制度であったと御説明をいただいております。

また、今のお話にも出たように、1人の人が1つの会社に長期にわたって就労されているという仕組みを前提にした制度だと思いますので、制度の根本的な思想を変えるということではなく、新しい時代に沿った標準報酬制度への組替えというのは引き続きぜひ御検討いただきたい課題なのだろうと思っています。それはこの行政手続の見直しの中で、ぜ

ひ計画の見直しのプロセスの中で進めていただければと思います。

それから、標準報酬の制度そのものをいじるという議論の前にもできることはあるはずで、これは先ほど御回答いただいた中で、国税庁が持っている情報をそのまま渡してもだめなんですよと。単純な情報連携ではだめなんですよというお話がありましたけれども、これは別に単純な情報連携を言っているわけではなくて、私たちがずっと申し上げているのは、政府の中でどこか1か所にデータを出しておけば、そこから必要なデータを吸い上げていただくという仕組みは幾らでもできるのではないのでしょうかという議論を申し上げておまして、それは国税庁と厚生労働省がまたがった連携というのは十分可能性があるのではないかと思います。そちらはいかがですか。

○竹林事業管理課長 今の原委員の御指摘も、行政事務の簡素化という意味で1つの傾聴すべき御提案、御意見だと思っております。ただ、少なくともなかなか、なるほど、その方向でというふうに直ちにここでお答えしにくいのは、給与額等々は一種、個人情報のかたまりであるわけですが、それぞれの制度において必要最小限のものを情報としていただくというのを、要するに必要以上の情報を行政側としてはいただかないということが、ある意味、各制度そういうものとして運用されてきている。なので税のほうは年間を通じた一人一人の所得額は必要だけれども、毎月の情報は企業が源泉徴収している総額がわかればいいということで、月単位は総額、年間では個人単位というとり方をしているのは税の賦課にはそれで十分だからであつたし、私どもが逆にそういう4月～6月に限って給与の生情報をいただいているのは、逆に言うと年金のためにはそれが必要最小限だったということなのです。

今の御提案のようなものは制度を超えて、政府全体として必要な情報をどこかで集める仕組みを構築したらどうかというお話だと思うのですが、ですからそういうのは従来の各制度でそれぞれ必要な範囲でとって、情報も分散して管理する。どこか1か所には集めたりしない。ここは個人情報等々の関係もあって、必要以上に行政が情報を持たないという、長らくある考え方自体に議論が必要な部分だと思いますので、政府全体と申しますか、国民的な議論も見据えて、時間のかかる検討課題ではないかという感じがいたします。

私どもとしては、申し上げたとおり、まず国民的に議論がないであろうそういう電子申請みたいなどころからは、確実にやっていきたいと思っております。

○原委員 今おっしゃられた問題は、セキュリティーをどう確保するのか、どこかにデータを入れたとして、そのデータに誰がアクセスできるのかという問題で解決すべき話ですよ。

○竹林事業管理課長 おっしゃっていること自体はそのとおりだと思うのですが、例えば私も専門ではございませんが、マイナンバーを入れるときもどこかに情報を集約するという方法もあり得たけれども、今は各情報を分散管理して、必要なときだけ連携するという形でマイナンバーを運用しているように、これまでの議論ではセキュリティーを高

めて情報を流出しないようにすることは大前提なのですけれども、それでも万が一、流出したときのことも考えると、その情報はなるべく分散管理するという考え方でこれまで動いてきたのも事実でございます。こういうものはセキュリティーを万全にしましたと申し上げても、納得していただくような国民的な理解みたいなものもセットについてこない、技術上の課題だけでもないような部分もございまして、議論には時間がかかるだろうなと思っているところでございます。

○川田専門委員 本件につきまして補足的に事業者の立場で申し上げますと、紙申請が電子申請になることは確かに合理化につながりますが、そもそも申請をなくしたほうが一番の合理化になるわけです。国税あるいは社会保険に関する基データというのは、企業においては一緒でございますので、それを国税分として加工し、あるいは社会保険として加工し、そして提出するわけです。もしその基データ共通のものを一つで提出できれば、これは一番事業者の負担は軽くなるという実態がございまして。

もちろん省庁の立場から言いますと、必要ない情報は要らないし、それは我々の管理するところではないという発想かもしれませんが、事業者の立場で見ると、データを加工するのが負担になってくるわけです。紙から電子にするだけではなくて、もともと申請がなくなるようなシステムがあれば、それが一番の合理化だということを補足的に申し上げたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

いろいろと御懸念があるところはぜひこれから議論をして、また詰めていきたいと思っております。繰り返しますが、委員の意見の違いもあるかもしれません。私個人からすると長い標準報酬月額で、要するに今まで積み上げてきた年金については動かない。ただ、今後新しい標準月額なり年金の基本をどうするのかというところを、今おっしゃっていただいたなるべくリアルタイムでということと、変わったときには柔軟にという、この2つの視点でどうやって制度設計するのかというのは、将来の共通化みたいなものを見据えると、やはりあるのではないかと思うわけです。

繰り返しますが、同年度の4-6と当該年度の4月から3月までの平均と、大きな違いがあるのかということ。そして、大きく変わるのであれば月変みたいなものを新しい制度でも取り入れれば同じだろうと思っております。なるべく共通化していくことが企業の負担の権限にはなるので、昔は昔で、原委員おっしゃったように紙の時代にばらばら各省庁が積み上げてきた制度というのはある、伝統があるというのは承知しております。しかしながら、その点について、電子化、グローバル化の中で社会全体が住みよい社会にしていこうということと言うと、共通化の方向でお役所は考えていただくというのが望ましいのかなと思います。ぜひこれについては、これからも少し御議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○村上専門委員 全体の話を含めていいですか。投資等ワーキング・グループに出ています村上と申します。今回は社会保険を取り扱うということで、こちらにも参加させてい

ただいております。

幾つか質問があるのですけれども、細かい点は事務局経由でまた文書で出させていただきますので、本日は2つ、大きな御質問をしたいと思います。

1つ目が資料3-1の2ページのスケジュール案に書かれているコスト計測の部分なのですけれども、具体的にどのような手法で、どのようなアウトプットを出されているのか教えていただけますでしょうか。

○竹林事業管理課長 コスト計測そのものは、まずとりあえずのものは先ほど資料3-2の30ページ以下で記載させていただいたとおり本年5月にしております、その結果は載せてございます。今後はいろいろなことが動き出して、届出の件数がどう変化をしたかというそれぞれの情報を取りまして、計算式に当てはめてやっていくということでございます。

○村上専門委員 例えば31ページに賞与支払届、窓口116分、郵送32分という数字が出ていますが、これは手続のところだけを取り上げているのでしょうか。それとも手続する前後の業務も含まれているのでしょうか。また、何社ぐらいにヒアリングして、どのような結果が出てきたものの平均をとったのでしょうか。そのあたりがよくわからないので教えていただけますでしょうか。ほかの手続でも結構です。

○竹林事業管理課長 今、詳細がわからないので、事務局経由で整理をしてお答えさせていただきますてもよろしいでしょうか。

○村上専門委員 わかりました。ではその関係で本日、参考資料5を一番下につけさせていただきますのですけれども、A4横の1枚紙です。この部会自体が行政手続部会ということで、名前から手続にのみ着目しがちなのを危惧しております、この図の真ん中に手続と点線で囲った部分、要はある書類ができて、それを企業から行政、あるいは行政から企業に渡す部分を手続だと言うとすると、その前後にある企業が手続の書類をつくったり、その前提となるデータを取得、管理したりする部分が含まれないと見誤るなというのを危惧しております。

一方で行政もそれを受け取って処理するフローなり、そこから生まれるコストがどうなっているのか。私はこのコスト計測というのは、両側の業務フローまで含めて計測しないと効率化の効果が出ないと思いますので、今回、御回答いただくのを含めてですけれども、今後コスト計測をやられる場合には業務フローをきちんと書いて、それぞれの処理時間を計測して、それは企業だけではなく行政側も調べて、まず現状をきちんと把握するところから始めることが必要だと思います。

企業については、企業の規模によってこの手続の処理時間がかかなり違いますので、規模ごとに幾つか調べてみる必要があると思います。既にヒアリングされているのであれば、既に業務フローがつくられているのかもしれませんが。それであればそれを出していただくと理解が進むかなと思います。

繰り返しになりますけれども、手続の断面だけ見ていて、ここだけのオンライン化を扱

っても効果は極小になってしまいますので、両側にある業務フロー全体をきちんとデジタルに合わせて変える。そのために必要な制度改正も行う。先ほどの標準報酬月額なんかもその一環だと思いますが、企業が行っている電子的な業務処理を前提とした行政サービスに変えることが必要だと思います。今のが1点目です。

もう一点、APIの話をお聞きしたいのですけれども、資料3-1の2ページで、APIについてはソフトウェアベンダーと協議をするとスケジュールで書かれていまして、3-2の6ページ、社会保険システム連絡協議会さんを介してやりとりをしますということで書かれているのですが、1つ目はここの協議会に参加している企業名を公表していただけないか。

2つ目が、これまで検討してきた内容について議事録を公開していただけないか。

3点目が、それを踏まえて厚労省関係のAPIあるいはe-GovのAPIがどのように改善されたか、あるいは今後改善される予定があるのかを教えてください。

4点目が、この協議会には、厚労省のシステムやe-Govのシステムを担当しているベンダーさんも参加しているのか。しているのであればそのベンダー名を教えてください。

5点目が、この協議会は会費制になっていますので、中小のクラウドベンダーさんが参加するのにハードルがあるのではないか。幅広く意見を聞く場として会費をとって行うのは障壁になっていないのか。

この5点については、この場で教えていただくというよりも、次回の部会資料として出していただいて、公表していただいてもいいので、ぜひお願いできればと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○高橋部会長 御回答いただくのはどの点ですか。

○村上専門委員 公表できるかどうか教えてください。

○高橋部会長 ではその点の御回答を頂戴したいと思います。

○末岡情報化担当参事官 ただいまの御指摘については、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○村上専門委員 改めて文書で出します。

○高橋部会長 ぜひよろしく申し上げます。

標準報酬月額についてもう一点、論点がございました。基本的には12か月平均にしているということもあるのですが、ただ、それと同時に標準報酬月額方式の算定方法が微に入り細に入り正確性を要求される余り、例えば、自動車通勤者のガソリン代まで算定するとか、現物支給分も入れるとか、細かくなっていて、それが届出側には負担ではないか、かつ、難解で、微に入り細に入りコストがかかっているというお話も、事業者から寄せられているようでございます。

そういう意味では、標準報酬月額方式の届出について、どのぐらいのコストが企業でかかっているのかというのを把握していただけないかということをお願いしたいと思います。それと、今の制度のもとでも簡素化ができないのか。今までの年金額は確立しており、既

得権でございますので再計算する必要はないのですが、将来の年金について標準月額報酬の算定方式について現行のもとでも簡素化できないのか。この辺について御意見を頂戴したいと思います。

○竹林事業管理課長 先ほどおっしゃっていた昨年4月から3月の年度のデータを使えないかというのは、恐らく部会長御指摘の前提には税の情報を使えないかということだと思います。ですので、そこにはいろいろな障壁があって、所得の問題だけではなくて、例えばですけれども、税が給与の源泉徴収をしている人みんなのデータを年度で言えば個人単位で持つわけですが、厚生年金や健康保険は被保険者の範囲が決まっていて、非常に労働時間の短いパート労働者の方などは、勤めておられても国民年金で対応することに、事業主負担が半分ありますので、その会社の基幹的労働力とは言えない方まで事業主の負担を求めることにはコンセンサスがないということで、そういう意味では源泉徴収をされている方よりも範囲が狭いわけです。ですからそういう意味では、本当に税の情報をそのまま使わせていただくためには、所得情報だけでなく税の情報のときに既に働き方というか何時間ぐらい働いておられて、厚生年金の適用に当てはまる方がどうかということも必要になるというのがまずあります。

○高橋部会長 認識を統一させたいのですが、我々は逆に将来的に厚生労働省が持っている税を使わせてください。そういうことは可能かもしれないので共通化という話をしている。

○竹林事業管理課長 厚生年金のほうでとって、それを税が使う。

○高橋部会長 そういうことあるのではないかという意味での共通化をお願いしたいということです。

○竹林事業管理課長 そうすると、短いパートの方とかだけ税はまた個別にとるといいますか。

○高橋部会長 それは個別。基幹的な部分だけ共通化という話です。

○竹林事業管理課長 いずれにしても、そのように所得情報は代表例として申し上げましたけれども、各制度の守備範囲も違っているということも含めた議論が必要だということです。

現物給付なんかも含めた制度の簡素化につきましても、いろいろな御意見があれば、それは踏まえて検討しなければいけないとは思っております。

ただ、1つ言えますのは、今、現物給付を外すということは、保険料率というのは固定されているものですから、その分、保険料をとらなくなるということ、その後の給付が減ることにもつながるのです。だからそういう保険料率固定ということをまずどうするかということも含めて検討する必要もあるのかもしれませんが、そのように給付と連動した制度であることから、保険料をとる範囲を変えるということ自体は、そういう観点、老後の年金に影響することも含めて検討する必要があると思います。その上で確かにそういう影響が余りにないのに、いたずらに複雑になっている部分があるのであれば、そういうと

ころは見直せるものは見直していきたいと思っております。

コスト把握もどのようにしたら把握できるかがぱっと思いつきませんが、持ち帰ってどういうことができるかも含めて相談したいと思えます。

○高橋部会長 事務局とよく相談していただきながら、詰めていっていただきたいと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。

○村上専門委員 御説明を伺っていて、課題がいろいろあるという認識を私も理解しました。ただ、紙を前提とした取り組みからまだ全然脱却できていないのが非常に残念で、デジタルを前提とした制度にどこかのタイミングでは大きくかじを切らないといけないと思っております。

御承知のように、今後、人口が減っていく中で生産年齢人口も減っていくと行政側も企業側も人がどんどん足りなくなって、事務処理にかけられる人的リソースに限られます。どんどん自動化して、例えば人の数を今の1割減、2割減ではなくて5割減とか8割減とか、場合によっては10割減らさないといけない時代が間もなく来てしまいます。そういう状況にあることは厚生労働省の皆さんが一番よく御理解されていると思えます。大胆な制度改正をやらないといけない危機的な状況が目の前に迫っているという共通認識にたって、合理化の取組を一緒に進められればと思っております。

○高橋部会長 濱西専門委員、いかがでしょうか。

○濱西専門委員 今の村上専門委員の質問に関連するのですが、社会保険関係で2点お伺いしたいと思えます。

社労士の連合会からのヒアリングでも、電子申請しても行政側では紙媒体で処理しているものが見られるという指摘がありました。紙媒体での処理に際して、改めて申請内容の入力まで行っているのか、それとも結果だけの入力なのか。要するに改めて申請内容までの入力を行っているとすれば、まさに無駄ですし、誤入力もあり得ることになります。だから現状の御説明をお願いしますというのが1点目です。

2点目は、今の点にも関連しますし、いろいろこれまでこの場で出されていた電子申請の目標率とか、あるいは今、申し上げた電子申請をしても紙媒体での処理が行われているとか、電子申請の電子チェックが不十分で手作業でチェックしているとか、こういったいろいろな問題については、根本的には社会保険のシステムが大き過ぎる、なおかつ古過ぎる。したがって、対応し切れない、システム的に十分な対応ができないというのが1つ大きな要因としてあるのではないかと。制度的な要因ももちろんあると思えますが、現状のシステム的な限界と申しますか、そこが結構あるように私なんかは見ています。

したがって、現在の社会保険システムを全面刷新せざるを得ないのではないかと申しているのですが、このあたりについての現状、あと、今後の全面刷新の予定、この2点についてお伺いをしたいと思えます。

○竹林事業管理課長 濱西専門委員からの御質問ですが、1点目ですが、私も現場

のことをつぶさに承知しているほど詳しくはないのですが、せっかく電子で送られてきたものをある意味、紙で打ち出して、紙媒体であるかのような審査等をしているということだと承知しておりまして、改めて届出書に書いてあることを入力しているということではないと承知しております。

2点目はシステムの刷新の話です。私も直接担当しているものではないので具体的なことは申し上げられないのですが、今、社会保険のオンラインシステムで特に適用とか記録管理を行っているシステムにつきましては、刷新を進めているところです。

平成32年度とか33年度を目指してシステムの刷新を進めようとしているのですが、御指摘のとおり大変大きなシステムですので、どのような形で進めたらいいか自体を専門の委員会をつくって、そういうシステムの専門家の方に入っていてスケジュール感も含めて議論をしている。余り急いでやって、かえって失敗してもいけないので、例えば開発工程だけを最初に分けてやるとか、ある程度分割したほうが逆にいろいろなベンダーが手を挙げやすいのではないかとか、いろいろな議論をさせていただいておりますけれども、いずれにしても今の時代に合ったシステムに生まれ変わらなければいけないという考え方のもとに、刷新の準備をしているところでございます。

○濱西専門委員 今の御回答に関連して、1点目は、まずそもそも再入力とかしていないのであれば、つまり電子的に申請されたままで処理しているのであれば、わざわざ紙媒体で処理する必要性が正直言って、私には事務処理の流れとして理解しがたいのです。そういう指摘だけさせていただきます。

2点目は、今、検討されておられるのであれば、その検討状況でよろしいのですけれども、公表を前提として刷新の計画の資料を現段階で結構ですので、出していただきたいということをお願いしたいと思います。

○高橋部会長 それはよろしく申し上げます。

そろそろ時間でございますが、24ページの17番は要するに自動的にシステムチェックできるように改修していただけるということだと受けとめて非常にありがたいと思いますが、スケジュールはどのようなスケジュールで予定されていますでしょうか。

○竹林事業管理課長 今、いろいろな見直しがあって、すぐにできるものから順番にやっていくと思うのですが、システムの見直しという意味で言うと平成31年度を目指して今、改修の準備を進めているということです。

○高橋部会長 我々の3年間ということと言うと、32年3月には間に合うということでしょうか。

○竹林事業管理課長 恐らくそうだと思うのですが、もう一度しっかり担当に確認をしてみたいと思います。

○高橋部会長 ぜひ我々の最終計画に間に合うように、そこはお願いしたいと思いますし、もう一回、計測するのだと20%削減できるかどうかの確認はその前にしなければいけないから、6カ月前ということですね。

○田和室長 IT本部のほうで何%カットという目標のもと遠藤CIO中心に、社会システムの保険の仕組みの改革がされているのではないですか。違いますか。

○高橋部会長 御回答は。

○竹林事業管理課長 おっしゃるとおりで、もともと社会保険のシステムが制度別に分かれていたり、同じ人が本当は長い年月の中で国民年金に行ったり、厚生年金に行ったり、いろいろな制度を渡り歩くような人が今、増えているわけですが、もともとつくった制度は歴史的な経緯もあって先に厚生年金ができ、後から国民年金ができてみたいに制度単位になっているようなものを、例えば個人単位に直していこうみたいな制度設計に基づく見直しもあるし、遠藤CIO初め、政府全体の電子情報化に伴うコスト削減みたいなものを目指している部分もありますけれども、いろいろな要素を組み込んだものですが、いずれにしても社会保険システムの大規模な刷新を今、進めている途上でございます。

○田和室長 わかりました。我々の3年間の中でできるようにぜひ計画の中に盛り込んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○高橋部会長 大体このぐらいでよろしいでしょうか。お時間が余りましたが、私も膨大な論点を全て十分に議論できたのか自信がございませんで、非常に重要な分野、要するに基幹的な行政手続でございますので、非常に重要だということもお互いに認識、共有できていると思いますので、またそれに比べると十分に論議できたとは言えないと思っております。したがって、本日のヒアリングを踏まえまして、当方から指摘事項をもう一回出させていただきたいと思っております。再度のヒアリングということで考えていきたいと思っておりますので、この点についてはお忙しいことは重々存じておりますが、お付き合いのほどよろしく願いいたします。指摘事項は本日の議論を踏まえまして、追って事務局より御連絡を申し上げます。

本日は厚生労働省の皆様ありがとうございました。引き続きぜひよろしく願いいたします。

(厚生労働省 退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。営業の許可・認可に係る手続でございます。

この分野は件数も多く、制度の趣旨もさまざまありますので、横断的な観点が必要であらうかと考え、見直しの方針を整理いたしました。まずは事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○谷輪参事官 お手元の資料4「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針（案）」をごらんいただけたらと存じます。

読み上げさせていただきますが、「基本計画の横断的な検証」ということで、「営業の許可・認可に係る手続」にかかる基本計画は、法律数で132本、手続数で788本と大変多うございます。各省庁の基本計画について、手続横断的な確認・検証を行うためには、（1）手続に共通する課題の抽出、（2）そういう課題への対応方針（優良な取組事例を参考に

した具体的取組)の整理が必要である。

上記の問題意識に基づき、行政手続部会では次のページ以降ですけれども、別添を取りまとめた。これは「行政手続部会取りまとめ」の「行政手続簡素化の3原則」に加えまして、各省庁の基本計画の内容(優良な取組事例等)を踏まえ、作成したものでございます。

各省庁は、別添の観点及び評価基準に基づき、所管する「営業の許可・認可に係る手続」について、自己点検を行う。

下の※ですけれども、現在提出されている基本計画に記載されている内容に基づき評価を行うということが書いてあります。

次ですが、「個別の許認可に対する改善要望への対応」ということで、「事業者目線」で簡素化の取組を進めるという行政手続部会そのもののミッションの観点から、事業者からの個別の許認可に対する改善要望についても対応を検討するというところで、資料5と資料6がございしますが、資料5は基準の不統一の問題に関して、行政手続部会で9月15日に経済団体のヒアリングを行ったり、それ以前にこちらで行ったアンケート調査などで出てきた、基準の不統一に関する事業者の意見を整理したものでございます。資料6は9月15日の経済団体ヒアリングから抜粋したものです。個別の手続に関して、営業の許認可に限らず、事業者の意見を整理したものでございまして、こういうものについてもこの機会に対応を検討するというところで整理しております。

最後のところ「ヒアリングの実施等」ですが、各省庁は、別添に基づく所管手続の自己点検の結果と、個別手続に対する改善要望への対応について、規制改革推進室に提出する。規制改革推進室は、各省庁から提出された点検結果に基づきヒアリングを実施するなど精査を行い、行政手続部会は精査の結果を踏まえ、各省庁の取組内容を集中的に確認する(取組が不十分と考えられる基本計画に関するヒアリングの実施等)。

各省庁の取組内容を確認の上、行政手続部会は必要に応じて意見を示す。各省庁は行政手続部会の意見を踏まえ、平成29年度末までに基本計画を改定する。

以上でございます。

次の別添も簡単に紹介させていただきますが、見出しとして「営業の許可・認可に関する手続の簡素化の観点と評価基準(案)」ということで、手続の簡素化の観点ということで幾つか整理しております。それぞれに評価基準A、B、Cということで整理しております。簡単に紹介させていただきます。

1. 提出書類・情報のスリム化(添付書類含む)

1-① 各手続において、確認・判断すべき事項が明確化できているか。その上で、当該事項の確認・判断のために必要であり、かつ、改めて取得しなければならない書類・情報(添付書類を含む)に限り、書類・情報の提出を求めているか。

評価基準のところですが、A:基本計画において提出書類・情報の見直しが具体的に計画されている(削減対象とする書類・情報が特定されている)。B:基本計画において提出書類・情報の見直しの検討が計画されている(現時点では削減対象とする書類・情報に

つき特定されていないものの、その点を含めて基本計画期間中に検討を行うことが計画されている)。C：基本計画において見直しの予定がない、具体的な改善の取組が記載されていない。

2 ページ以降はチェック項目だけ紹介させていただきますが、1-② 提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているか。過剰な真正性確認や本人確認が行われていないか見直しを行い、事業者負担の少ない方法への変更を行っているか。

2-① 申請様式のデジタル化に取り組んでいるか。

2-② 申請様式（オンラインフォーム含む）の記載方法・記載内容が、申請者に分かりやすい（記載・入力しやすい）ものとなるよう、見直しに取り組んでいるか。

2-③ 申請者の利便に資するよう、相談対応体制の新設・充実といった改善の取組が行われているか。

3-① 国の地方支分部局又は地方公共団体が申請窓口となっており、一事業者が複数自治体に対し申請等を行う手続で、事業者の負担となっているものについて、書式・様式の統一に関する十分な取組を行っているか。

4～5 ページは法定受託事務と自治事務に書き分けているので長いのですが、6 ページにまいりまして3-② 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務で、処分に関し、組織・部署・担当者により審査・判断基準が異なるといった、運用上のばらつき（「ローカル・ルール」）が存在しないか。

3-③ 行政手続法第2章が適用される申請に対する処分に関し、審査基準がアクセスしやすい形で公表されているか。

3-④ 行政手続法第2章が適用される申請に対する処分に関し、標準処理期間を定め、アクセスしやすい形で公表しているか。

3-⑤ 処理期間の短縮や申請に対する処分の進捗状況の情報提供に取り組んでいるか。

4 申請書、添付書類の提出方法のデジタル化等による提出コストの削減に取り組んでいるか。

5 取組の実効性を担保する、以下の事項を基本計画に明記しているか。

5-① 29年度、30年度、31年度ごとに取り組むべき工程を明記している。

5-② コスト計測を行う手続につき、コストを可能な限り正確に計測するために、当該手続に係る工程（事業者サイドに発生する事務の工程）を洗い出して計測を行う旨を明記している。

5-③ 31年度までの3か年での計画としている。

以上でございます、冒頭申し上げましたが、こういう評価基準案に基づき各省にまずは自己点検を行っていただくという内容でございます。

私からは以上です。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問等がございましたら

お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○川田専門委員 確認ですが、8ページの「5. 取組の実効性」は、今1～4に挙げられた全ての「計画がされているか」について、行動計画の実効性を確認するということよろしいのでしょうか。

例えば1ページの評価基準Aに、「基本計画において、提出書類・情報の見直しが具体的に計画されている」とありますが、これ全体を指して、29年度、30年度、31年度ごとに取組の実効性を確認しているという読み方をするとということよろしいですか。

○谷輪参事官 1～4に関しては個別の論点になっておりまして、1～4全てについて29、30、31年ごとに取組が書いているかとまでは求めていなくて、ただ、包括的に31年度までに取り組みますという記載例は結構あるもので、そういう年度ごとに何に取り組むかが明記されているか確認したいという趣旨でございます。

○川田専門委員 先ほどから部会長もよく言われていますけれども、いつまでにやるのかというのが計画には非常に重要であります。計画はされているが5年後だとか、そういうことにならないためにも期間というのは非常に重要だと思いますので、それについては、「5. 取組の実効性」で網羅されているという形で理解したいと思いますが、それよろしいですか。

○谷輪参事官 はい。

○高橋部会長 ほかいかがでしょうか。

○原委員 審査基準が出されているか、標準処理期間が定められているかといったチェックポイントがありますが、実態としてそれだけで問題が解決しているのかどうか。審査基準はあるのだけれども、運用はばらばらになっているとか、実態として事前に相談を求められていて多大な時間がかかっていますよといったようなことが恐らくあって、個別のいろいろな御要望もあるのだらうと思うのですが、何か実態の評価というのはこのプロセスの中でどうされるのでしょうか。

○谷輪参事官 3-③とかは、まさに審査基準が公表されているかどうかに関する問いでございますが、例えばローカル・ルールの問題は上に書いてありますけれども、現場で困っているかどうかということは確認されると思います。

例えば書式・様式に関する問いも3-①で答えております。個別には審査基準に入っているかと思えます。

○原委員 運用実態についての御要望は既にいろいろ出ているので、それと照らし合わせながらチェックしていくということですかね。

○谷輪参事官 かしこまりました。

○村上専門委員 1つ質問よろしいですか。8ページの5番のところでコスト計測の話が出ていまして、先ほどの社会保険の関係とも絡むのでお聞きしたいのですが、コスト計測については何かこういう手法でやりなさいとかいう基準みたいなものを示しているのでしょうか。それから、行政サイドの工程を対象にしないのはなぜかなと純粋に疑問に思った

ので、教えていただけますでしょうか。

○石崎参事官 作業方針を部会の了解のもとに4月に各省に対して示して、その中で例えば複数の事業者からヒアリングをすとか、大規模なヒアリングまでは求めないというような一定の基準を示させていただきました。

作業時間については、海外の事例も参考にし、事業者側の作業時間について求めることにしています。行政側の作業時間は除く、すなわち、官民のコストではなくて民の作業時間を求めるという形にしております。

○村上専門委員 先ほど参考資料5でお示しましたように、ケースは数ケースでいいので調査して、作業フローをきちんと作成して、業務を見える化した上で、個別の時間をはからないとどうしても誤差が大きくなってしまいます。また、行政側のコスト削減も大きな課題だと思いますので、どこかのタイミングで反映していただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 御指摘ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

1点だけ、4ページのところで今まではラフに書式・様式の統一をお願いしていたのですが、対象を絞りましたので「何らかの」というのは弱いのではないか。これは必ずやる話なので「十分な取組を行っているか」にしたほうがいいと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、営業の許可・認可に関する手続のフォローアップは、本日の議論を踏まえまして、この見直し方針、今、若干修正しましたが、これに基づいて進めさせていただくという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋部会長 それでは、最後に事務局から何かございますか。

○谷輪参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。どうも本日はお忙しいところありがとうございました。